

公的教育機関と民間施設等の連携推進事業実施要領

静岡県教育委員会義務教育課

1 趣旨

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日公布）」に基づく文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日）」に示されたように、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるように、学校、教育委員会、教育支援センター等の公的教育機関（以下「公的教育機関」という。）と、フリースクール等の民間施設・団体（以下「民間施設等」という。）が積極的に連携を図っていくことが求められている。

そこで、不登校児童生徒のための居場所づくりを進める民間施設等と、公的教育機関との連携協力による支援が一層充実するよう連携推進を図る。

2 事業内容

- (1) 公的教育機関と民間施設等の研究協議会の実施（以下、「研究協議会」という。）
- (2) 公的教育機関と民間施設等の連携協議会の実施（以下、「連携協議会」という。）

3 協議事項

(1) 研究協議会

- ア 学校をはじめとする公的教育機関と民間施設等との相互理解の推進に関する事項
- イ 学校をはじめとする公的教育機関と民間施設等との連携協力の在り方、及び具体的な連携協力の方策に関する事項
- ウ その他、研究協議会が必要と認める事項

(2) 連携協議会

- ア 研究協議会が必要と認める事項
- イ その他、連携協議会が必要と認める事項

4 組織

(1) 研究協議会

- ア 研究協議会委員は、次に掲げる者のうちから、県教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (ア) 学識経験者
 - (イ) 民間施設等関係者
 - (ウ) 教育支援センター関係者

(エ) 市町教育委員会関係者

(オ) 小・中学校代表者

(カ) その他教育委員会が必要と認める者

イ 委員の任期は1年間とする。なお、再任は妨げない。

ウ 研究協議会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

エ 委員長は、委員会の中から互選し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

オ 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

カ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(2) 連携協議会

連携協議会は、市町教育委員会不登校施策担当指導主事等の学校等関係者、本会の基本理念に賛同する静岡県内に設置された民間施設等の代表者、その他県教育委員会が必要と認める者によって行う。

5 運営

(1) 研究協議会

ア 委員長が招集する。

イ 会議は原則として年間2回開催する。

ウ 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(2) 連携協議会

ア 県教育委員会義務教育課長が招集する。

イ 研究協議会において、必要と認めるとき、協議会を開催する。

6 庶務

研究協議会、連携協議会の庶務は、県教育委員会において処理する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。